

介護保険料の納入通知書・決定通知書を 7月中旬に送付します

介護保険制度は、40歳以上の皆さんが、保険加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部（原則1割または2割）を支払ってサービスが利用できる制度です。

市では介護保険制度を適正に運営するため、3年ごとに「介護保険事業計画」を策定しており、平成29年度は第6期計画の3年目（最終年度）にあたります。

平成27年度～29年度の3年間で必要と推計される給付等見込額の22%を65歳以上の皆さんにご負担いただくため、下表のとおり、収入状況や世帯内の住民税課税状況に応じて保険料を9段階に設定しています。

所得段階別保険料（平成29年度分）

軽減される方				基準額を支払う方	割り増しの保険料を支払う方			
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階
世帯全員が市民税非課税		本人が市民税非課税		本人が市民税課税				
生活保護の受給者または老齢福祉年金受給者（市町村民税世帯非課税）もしくは世帯全員が市町村民税課税と所得金額が80万円以下	課税年金収入額と所得金額の合計額が120万円以下	課税年金収入額と所得金額の合計額が120万円超	課税年金収入額と所得金額の合計額が80万円以下	課税年金収入額と所得金額の合計額が80万円超	合計所得金額が120万円未満	合計所得金額が190万円未満	合計所得金額が290万円未満	合計所得金額が290万円以上
基準額（年額55,200円）								
×0.45 24,900円	×0.75 41,400円	×0.75 41,400円	×0.9 49,600円	×1.0 55,200円	×1.2 66,200円	×1.3 71,700円	×1.5 82,800円	×1.7 93,800円

◆合計所得金額とは

収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なる）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

平成29年度より長期譲渡所得および短期譲渡所得に掛る特別控除がある場合は、控除後の金額を用います。

保険料の納付方法は二通りあります

①特別徴収の方

年額18万円以上の年金を受給されている方は、保険料の年額を年6回に分けて、受給されている年金から天引き（特別徴収）されます。

「介護保険料決定通知書兼特別徴収開始通知書」の保険料額・年金の種類などの記載内容をご確認ください。

②普通徴収の方

「介護保険料納入通知書兼領収書（納付書）」を郵送しますので、最寄りの金融機関

などで、各納期限までに納付してください。

◆特別徴収の例外

次に該当する方は、本来、特別徴収の場合でも、一時的に納付書で納める場合があります。

- ・年度途中で保険料が増額になった方の増額分
- ・年度途中で65歳になった方
- ・年度途中で高齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった方
- ・年度途中で他の市町村から転入した方
- ・年度途中で保険料が減額になった方
- ・年金が一時差し止めになった方

◆保険料の減免制度

災害などにより著しい損害を受けた場合は、保険料の納付を猶予したり、減免したりする制度があります。詳しくは、高齢者支援課までお問い合わせください。

お問い合わせは、

高齢者支援課（2階）

☎(20)1572、FAX(20)1610へ。